

○津軽伝承工芸館条例

平成17年9月30日

条例第27号

改正 平成19年3月23日条例第1号

平成26年3月19日条例第26号

令和元年6月29日条例第1号

令和4年3月23日条例第12号

令和6年3月18日条例第12号

津軽伝承工芸館設置条例（平成12年黒石市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 津軽の伝統工芸及び伝統芸能の保存及び継承を図り、体験交流を通して圏域文化の高揚を促進させ、個性的で魅力ある産業振興向上に資するため、津軽伝承工芸館（以下「伝承工芸館」という。）を設置する。

（令4条例12・令6条例12・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 伝承工芸館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津軽伝承工芸館	黒石市大字袋字富山65番地1

（令4条例12・一部改正）

（事業）

第3条 伝承工芸館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 津軽の伝統工芸及び伝統芸能の保存及び紹介に関すること。
- (2) 津軽の自然、歴史、文化等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伝承工芸館の設置目的を達成するために必要な事業

（令4条例12・一部改正）

(休館日)

第4条 伝承工芸館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

ただし、12月1日から12月28日まで及び翌年1月4日から3月31日までの冬期間は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）を休館日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 市長は、前項の規定により休館日を変更したときは、変更後の休館日を伝承工芸館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(令4条例12・一部改正、令6条例12・旧第6条繰上・一部改正)

(開館時間)

第5条 伝承工芸館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令6条例12・旧第7条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第6条 伝承工芸館の施設のうち、別表に掲げる許可施設及び附属設備（以下「許可施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、伝承工芸館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、伝承工芸館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、別表に掲げる許可施設以外の伝承工芸館の土地及び建物の使用を許可することができる。

(令元条例1・令4条例12・一部改正、令6条例12・旧第8条繰上・一部改正)

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により許可施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により許可施設等を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

（令6条例12・追加）

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（令6条例12・追加）

（使用の制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、伝承工芸館の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の設定、備品等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められたとき。
- (5) 偽りの申請その他不正により使用の許可を受けたとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（令6条例12・全改）

(使用権の譲渡の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(令6条例12・全改)

(原状回復義務)

第11条 使用者は、伝承工芸館の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を制限されたときは、直ちにその使用の施設、設備等を原状に復さなければならない。

2 使用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(令4条例12・一部改正、令6条例12・旧第14条線上・一部改正)

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、その使用により伝承工芸館の施設、設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令4条例12・一部改正、令6条例12・旧第15条線上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第13条 伝承工芸館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 伝承工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合の手続は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年黒石市条例第30号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。

- (2) 許可施設等の使用の許可に関すること。
- (3) 許可施設等の使用の許可の条件に関すること。
- (4) 許可施設等の使用の拒否若しくは使用の許可の取消し又は使用の停止若しくは使用の制限に関すること。
- (5) 伝承工芸館の施設及び備品の維持管理、修繕等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、伝承工芸館の管理上必要と認められる業務

4 前3項の規定により、伝承工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条第2項及び第5条ただし書中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条第3項、第6条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

(令6条例12・追加)

(利用料金の收受等)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に伝承工芸館の管理を行わせる場合における使用料（以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 第1項の場合において、第7条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

(令6条例12・追加)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例12・旧第16条繰上)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者に係る利用料金の額については、当該許可に係る利用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月 29 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（黒石市老人福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例（第 2 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条及び第 28 条から第 31 条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金について適用し、施行日前に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日条例第 12 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 18 日条例第 12 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条、第 7 条、第 14 条関係）

（令 6 条例 12 ・全改）

1 許可施設

施設名	使用料
集会室	営利を目的としない場合 1 時間につき 660 円

	営利を目的とする場合1時間につき 1,760円
休憩室	営利を目的としない場合1時間につき 110円
	営利を目的とする場合1時間につき 220円
多目的ホール	営利を目的としない場合1時間につき 5,940円
	営利を目的とする場合1時間につき 17,380円
伝承ホール	営利を目的としない場合1時間につき 2,200円
	営利を目的とする場合1時間につき 6,600円
体験教室	営利を目的としない場合1時間につき 770円
	営利を目的とする場合1時間につき 2,200円
製作工房1	1月につき 26,620円
製作工房2	1月につき 22,000円
製作工房3、4	1月につき 13,970円
製作工房5、6、7	1月につき 22,000円
レストラン	1月につき 165,000円
休憩コーナー	1月につき 52,800円
展示即売室	1月につき 66,000円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とする。
- 2 使用期間に1月に満たない端数があるときは、日割計算とする。
- 3 暖房又は冷房を使用する場合の使用料は、当該使用料の3割に相当する額を加算した額とする。
- 4 算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属設備

名称	単位	使用料(1時間につき)
音響設備	一式	1,130円

照明設備	一式	2,160円
------	----	--------

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とする。